

でんさいサービス利用規定

鉄道信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規定およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条（利用の申込み）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びにでんさいネット業務規程及びでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債務者、電子記録保証人として利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることがあります。
 - 一 債権者利用限特約
利用申込者はお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債務者利用限特約でお申込みをすることができます。
 - 二 保証利用限特約
利用申込者はお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限特約でお申込みをすることができます。

第2条（利用資格）

利用申込者はお客様は、業務規程等に定める利用契約締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。
なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 一 債権者（債務者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合
 - ①当金庫所定のペーパーナンバーコンピュータ等の端末機を利用できる環境があること
 - ②当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること
- 二 債権者利用限特約により利用される場合
 - ①当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること
- 三 保証利用限特約により利用される場合
 - ①当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること

- ### 第3条（サービス内容）
1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - 一 電子記録の請求に関するサービス
 - 二 電子記録の開示に関するサービス
 - 三 でんさいの決済に関するサービス
 - 四 前3号に付随するサービス
 2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

1. 端末機を用いた方法
2. 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

第5条（予約請求）

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
2. 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨をお申し出ください。

第6条（一括請求機能）

1. お客様は、発生記録請求・譲渡記録請求・分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債務者として発生記録の請求をすることができます。
2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

第8条（指定許可機能）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。
2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求・譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条（請求の制限）

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該解除は、当金庫が認めた場合に限ります。

第10条（電子記録の通知）

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。
 - 一 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。
 - 二 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
2. 保証利用限特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条（電子記録の諸否）

- 債務者請求方式の諸否依頼通知、単独保証記録の諸否依頼通知、変更記録の諸否依頼通知、支払等記録の諸否依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行なう場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条（開示の請求）

1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、お客様が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。
 - 一 端末を用いた方法
 - 二 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
 - 三 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱います。

第13条（端末を用いた方法の本人確認等）

- お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。
 1. 利用責任者

1. お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当金庫所定の手続により登録するものとします。
2. マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者（以下「一般ユーザー」といいます）を、当金庫所定の手続により登録するものとします。
3. お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続により変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更

登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

四、マスターユーザは、一般ユーザーの追加登録・削除または一般ユーザーの登録内容に変更があった場合、当金庫がお客様への変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザーの追加登録・削除または一般ユーザーの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

3. 本人確認の手段

当金庫は、電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行います。

4. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザーに対して（一般ユーザーに対してはマスターユーザを通して）発行します。

5. マスターユーザのパスワード等の登録

一、マスターユーザのログインID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申書きにより当金庫に届け出ください。

二、マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

三、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

6. 一般ユーザーのパスワード等の登録

一、マスターユーザは、端末により一般ユーザーのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

二、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

7. 本人確認手続き

一、本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法および依頼内容の確認方法は、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一一致により確認します。

8. 第6項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録、電子証明書のインストールが完了した一般ユーザーの取引における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、一般ユーザー自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一一致により確認します。

9. 当金庫は、前2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行なうことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。

a. お客様の有効な意思による申込であること。

b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

四、当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤用その他の事故があつても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

10. 電子証明書の有効期間および更新

一、電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザーは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。

二、前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができます。

三、本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があつても、当該終了日をもって失効します。

9. 電子証明書の取扱い

一、電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザーが保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与できません。

二、電子証明書の内容が変更になった場合、当金庫所定の変更手続を行なってください。

三、端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行なってください。

四、端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。

五、マスターユーザおよび一般ユーザー本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出してください。

a. 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行なった際に「電子証明書」の削除を行なわなかった場合。

b. 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。

c. 電子証明書に偽造、変造、流出、盗難等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。

10. I D・各種パスワードの管理

一、I D・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワード等は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行なってください。

二、I D・各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡してください。

三、本サービスの利用にあたり、各種パスワードの誤入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点に当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行なってください。

11. 取引の確定

一、当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様の端末に依頼内容を表示し、お客様は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に通知するものとします。この依頼内容の確認および通知が各取引で定める当金庫所定の時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行ないます。

二、当金庫が、前項の規定により解約の通知を発した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解約日にその効力を生ずるものとします。

三、本規定による契約が解約または解除された後も、第16条、第29条、第31条、第34条および第36条の規定はなお効力を有するものとします。

12. 破産手続開始決定等の届出等

お客様は、破産手続開始決定等の届出等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その旨届け出るものとします。

13. 電子記録の訂正等の届出

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨届け出るものとします。

14. 利用日・利用時間

一、第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。

二、当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

15. 決済口座

一、お客様は、本サービスを利用して当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出ください。

二、当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。なお、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。

三、届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。

四、届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。

五、決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出してください。

六、お客様の契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

七、市場調査、データ分析、アンケートの実施などによる金融サービスの研究